

【指定管理料の固定部分】

内 容	積算基準
定員 120 人の児童を保育する場合における必要経費	
休日保育事業における必要経費	定員 10 人で年間利用児童数 210 人以下
病後児保育事業における必要経費	定員 3 人で事業実施日(月曜日から金曜日)
時間外保育事業における必要経費	1 時間延長 1 日当たり平均対象児童 6 人以上
その他維持管理に係る経費を始めとする必要経費	

【指定管理料の加算部分】

令和 5 年度狭山市立祇園保育所管理運営確認書抜粋

内 容	利用児童及び利用状況等	加算額	備 考
入所の円滑化により、児童の年齢区分ごとの定員を超える入所児童が発生した場合において、定員超過人数に応じた必要経費	0 歳児	205,900 円 ※国の基準により 変更になる場合有り	1 人当たり月額
	1 歳児、2 歳児	122,860 円 ※国の基準により 変更になる場合有り	1 人当たり月額
	3 歳児	64,690 円 ※国の基準により 変更になる場合有り	1 人当たり月額
	4 歳児、5 歳児	48,190 円 ※国の基準により 変更になる場合有り	1 人当たり月額
休日保育事業 (年間利用児童数)	211 人以上～280 人未満	170 円	入所児童 1 人当たり月額
	280 人以上～350 人未満	510 円	入所児童 1 人当たり月額
	350 人以上～420 人未満	850 円	入所児童 1 人当たり月額
	420 人以上～490 人未満	1,180 円	入所児童 1 人当たり月額
休日保育事業の利用に係る保育料金相当分		2,000 円	1 人一日当たり
休日保育事業の利用に係るおやつ代相当分		100 円	1 人一回当たり
病後児保育事業 保育料相当分 ※生活保護世帯及び市区町村民税非課税世帯に限る。		2,000 円	1 人一日当たり

時間外保育事業	延長時間 2 時間（午後 7 時を超えて午後 8 時まで） ※平均対象児童数 3 人以上		973,000 円 ※国の基準により変更になる場合有り	延長時間 1 時間との 差額（年額）
時間外保育事業 保育料相当分 ※生活保護世帯及び市区町村民税非課税世帯に限る。	月極利用 ※保育標準時間認定の児童に限る。	午前 7 時から 午前 7 時 30 分まで	月額 2,000 円	1 人当たり
		午後 6 時 30 分から 午後 7 時まで	月額 2,000 円	1 人当たり
		午後 6 時 30 分から 午後 7 時 30 分まで	月額 3,000 円	1 人当たり
		午後 6 時 30 分から 午後 8 時まで	月額 4,000 円	1 人当たり
	緊急利用 ※月 2 回まで（上限） ※保育標準時間認定の児童に限る。	午前 7 時から 午前 7 時 30 分まで	1 回 200 円	1 人当たり
		午後 6 時 30 分から 午後 7 時まで	1 回 200 円	1 人当たり
		午後 7 時から 午後 7 時 30 分まで	1 回 200 円	1 人当たり
		午後 7 時 30 分から 午後 8 時まで	1 回 200 円	1 人当たり
	緊急利用 ※保育短時間認定の児童に限る。	午前 7 時から 午前 7 時 30 分まで	1 回 200 円	1 人当たり
		午前 7 時 30 分から 午前 8 時 30 分まで	1 回 50 円	1 人当たり
		午後 4 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで	1 回 50 円	1 人当たり
		午後 5 時 30 分から 午後 6 時 30 分まで	1 回 50 円	1 人当たり
		午後 6 時 30 分から 午後 7 時まで	1 回 200 円	1 人当たり
		午後 7 時から 午後 7 時 30 分まで	1 回 200 円	1 人当たり
午後 7 時 30 分から 午後 8 時まで		1 回 200 円	1 人当たり	
3 歳以上児の副食費相当分 ※生活保護世帯、ひとり親世帯、第 3 子以降等の保育料減免世帯及び年収 360 万円未満相当の世帯等、市が指定する世帯に限る。			4,500 円	1 人一月当たり ただし、当該月の前月 10 日（休所日の場合は直後の開所日）までに申し出があった場合で 1 カ月間すべて欠席の場合は 0 円、 月途中の退園の場合は日割り計算する。 (4,500 円×出席日数÷25 日)

障がい児の受け入れに係る経費	特別児童扶養手当の支給対象障がい児	113,000 円	1 人当たり月額
	身体障害者手帳を交付されている児童、療育手帳を交付されている児童、発達障害者支援法に規定する発達障害を有すると医師から診断された児童、又は上記のいずれかと同等程度の障害を有すると児童相談所等の公的機関から認められた児童、又は上記の児童と同等の保育上の配慮が必要と市が認めた児童	79,000 円	1 人当たり月額

## 【保育料金等の取扱い】

市が徴収し 市の収入とするもの	児童福祉法第56条第3項の規定に基づく保育所保育料は、市が徴収し、市の収入とする。																														
指定管理者が徴収し 市の収入とするもの	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金 市が定める基準による額（年会費 240 円）を指定管理者が利用者から徴収し、市の収入とする。 なお、生活保護世帯は0円とする。																														
指定管理者が徴収し、 指定管理者の収入となるもの	<p>時間外保育事業の利用等に係る料金は、以下に示す市が定める基準による額を指定管理者が利用者から徴収し、指定管理者の収入とする。</p> <p>なお、生活保護世帯並びに前年度分市区町村民税が非課税の世帯（4月～8月までの利用に限る。）及び当該年度分市区町村民税が非課税の世帯（9月～3月までの利用に限る。）の保育料については0円とする。</p> <p>① 時間外保育事業保育料</p> <p>I 保育標準時間認定の場合</p> <p>【月の利用の場合】</p> <table data-bbox="448 862 1329 1019"> <tr> <td>ア 午前7時から午前7時30分まで</td> <td>2,000円（月額）</td> </tr> <tr> <td>イ 午後6時30分から午後7時まで</td> <td>2,000円（月額）</td> </tr> <tr> <td>ウ 午後6時30分から午後7時30分まで</td> <td>3,000円（月額）</td> </tr> <tr> <td>エ 午後6時30分から午後8時まで</td> <td>4,000円（月額）</td> </tr> </table> <p>【緊急利用の場合（月2回まで）】</p> <table data-bbox="448 1070 1329 1227"> <tr> <td>ア 午前7時から午前7時30分まで</td> <td>200円（1回）</td> </tr> <tr> <td>イ 午後6時30分から午後7時まで</td> <td>200円（1回）</td> </tr> <tr> <td>ウ 午後7時から午後7時30分まで</td> <td>200円（1回）</td> </tr> <tr> <td>エ 午後7時30分から午後8時まで</td> <td>200円（1回）</td> </tr> </table> <p>II 保育短時間認定の場合</p> <p>【緊急利用の場合】</p> <table data-bbox="448 1361 1329 1641"> <tr> <td>ア 午前7時から午前7時30分まで</td> <td>200円（1回）</td> </tr> <tr> <td>イ 午前7時30分から午前8時30分まで</td> <td>50円（1回）</td> </tr> <tr> <td>ウ 午後4時30分から午後5時30分まで</td> <td>50円（1回）</td> </tr> <tr> <td>エ 午後5時30分から午後6時30分まで</td> <td>50円（1回）</td> </tr> <tr> <td>オ 午後6時30分から午後7時まで</td> <td>200円（1回）</td> </tr> <tr> <td>カ 午後7時から午後7時30分まで</td> <td>200円（1回）</td> </tr> <tr> <td>キ 午後7時30分から午後8時まで</td> <td>200円（1回）</td> </tr> </table> <p>② 時間外保育事業に係る夕食代（市が定める基準による額） 夕食代 200円（1回）</p>	ア 午前7時から午前7時30分まで	2,000円（月額）	イ 午後6時30分から午後7時まで	2,000円（月額）	ウ 午後6時30分から午後7時30分まで	3,000円（月額）	エ 午後6時30分から午後8時まで	4,000円（月額）	ア 午前7時から午前7時30分まで	200円（1回）	イ 午後6時30分から午後7時まで	200円（1回）	ウ 午後7時から午後7時30分まで	200円（1回）	エ 午後7時30分から午後8時まで	200円（1回）	ア 午前7時から午前7時30分まで	200円（1回）	イ 午前7時30分から午前8時30分まで	50円（1回）	ウ 午後4時30分から午後5時30分まで	50円（1回）	エ 午後5時30分から午後6時30分まで	50円（1回）	オ 午後6時30分から午後7時まで	200円（1回）	カ 午後7時から午後7時30分まで	200円（1回）	キ 午後7時30分から午後8時まで	200円（1回）
ア 午前7時から午前7時30分まで	2,000円（月額）																														
イ 午後6時30分から午後7時まで	2,000円（月額）																														
ウ 午後6時30分から午後7時30分まで	3,000円（月額）																														
エ 午後6時30分から午後8時まで	4,000円（月額）																														
ア 午前7時から午前7時30分まで	200円（1回）																														
イ 午後6時30分から午後7時まで	200円（1回）																														
ウ 午後7時から午後7時30分まで	200円（1回）																														
エ 午後7時30分から午後8時まで	200円（1回）																														
ア 午前7時から午前7時30分まで	200円（1回）																														
イ 午前7時30分から午前8時30分まで	50円（1回）																														
ウ 午後4時30分から午後5時30分まで	50円（1回）																														
エ 午後5時30分から午後6時30分まで	50円（1回）																														
オ 午後6時30分から午後7時まで	200円（1回）																														
カ 午後7時から午後7時30分まで	200円（1回）																														
キ 午後7時30分から午後8時まで	200円（1回）																														
	<p>病後児保育事業の利用等に係る料金は、以下に示す市が定める基準による額を指定管理者が利用者から徴収し、指定管理者の収入とする。</p> <p>なお、生活保護世帯並びに前年度分市区町村民税が非課税の世帯（4月～8月までの利用に限る。）及び当該年度分市区町村民税が非課税の世帯（9月～3月までの利用に限る。）の保育料については0円とする。</p>																														

<p>① 病後児保育事業保育料 1日 2,000円</p> <p>② 病後児保育事業に係る昼食代及びおやつ代（市が定める基準による額） 昼食代 200円 おやつ代 100円（1回）</p>
<p>3歳以上児の主食費（市が定める基準による額） 月額 900円</p> <p>※1カ月間の欠席で出席が無しの場合は、0円 ※月途中の退園の場合は、日割り計算する。 ※ただし、いずれも当該月の前月10日（休所日の場合は直後の開所日）までに申し出があった場合に限る。 ※日割り計算をする場合は、ひと月の日数を25日とし、 900円×出席日数÷25日の式に当てはめて算出する。</p>
<p>3歳以上児の副食費（市が定める基準による額）（生活保護世帯、ひとり親世帯、第3子以降等の保育料減免世帯及び年収360万円未満相当の世帯等、市が指定する世帯を除く。） 月額 4,500円</p> <p>※1カ月間の欠席で出席が無しの場合は、0円 ※月途中の退園の場合は、日割り計算する。 ※ただし、いずれも当該月の前月10日（休所日の場合は直後の開所日）までに申し出があった場合に限る。 ※日割り計算をする場合は、ひと月の日数を25日とし、 4,500円×出席日数÷25日の式に当てはめて算出する。</p>
<p>その他教材費、園外保育交通費等の実費相当分</p>

※各金額は、市が定める基準の見直し等により変動する場合があります。